

農業所得を申告される方へ

農業所得の申告は、農畜産物を出荷・販売している方が対象となります。自家消費のみの場合は、申告の必要はありません。

農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。

収支計算には、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。

①賃耕料

個人間での農作業(耕うん

・代かき・育苗・田植え・

稻刈りなど)の委託料です。

※機械利用組合、ライスセンター、カントリー組合、育苗組合、農事組合法人など

の利用者は、申告相談の際に利用料の明細をお示しください。

賃耕料・小作料等支払明細書の提出

賃耕料や小作料の支払いがあり、控除の対象とされる方は、支払明細書を作成のうえ、

平成29年1月13日(金)まで税務出納課町民税係(4番受付)に提出くださるようご協力をお願いします。

平成 年分賃耕料・小作料等支払明細書(個人別)				
支払を受ける者	住所	地区世帯コード	氏名	
種 別	面積等	支 払 金 額 円	必 要 経 費	所 得 金 額
摘要				
支払者	住所	地区世帯コード	氏名	②

賃耕料・小作料等支払明細書は平成29年1月13日(金)まで提出してください。

支払明細書が必要な方は、税務出納課町民税係(4番受付)にお越しください。

土地改良・水利組合の方へ

土地改良・水利組合に加入の方が、申告の際に賦課金を控除の対象とする場合、その金額を計算するため、組合から事前に収支計算書、賦課金内訳書などの書類の提出が必要です。

昨年まで提出いただいたいる組合には今年もお送りしましたが、新たに提出する組合は、税務出納課町民税係より用紙をお受け取りください。

忘れずにご確認を！

申告相談の日程について

申告相談の日程は広報しらたか1月12日号でお知らせします。
指定された日時をご確認のうえ、ご来場ください。

固定資産税の課税について

一 土地・建物などの評価・課税

固定資産税は、町内にある土地、家屋、償却資産を

毎年1月1日(基準日)現在で評価し、基準日時点の所有者に課税するものです。

税務出納課では現在、平成29年度の課税に向けた作業(土地の現況調査と評価、新增改築家屋の調査と評価など)を行っています。平成28年1月2日から平成29年1月1日までの期間で次に該当する固定資産を所有する方は、お手数でもご連絡をお願いします。

公平な課税をさせていただくためにも、ご協力をよろしくお願いします。

■ 債却資産

償却資産は、事業用資産の所有者に申告の義務があります。12月中旬に申告書を送付しますので、2月1日まで申告をお願いします。

債却資産

平成28年中に新たに取得された方、または今までに申告されていた方で申告書がない場合はご連絡ください。申告書などを送付します。

家屋

■ 家屋(建物)に異動があつたとき

(5月に送付しました「所有建物確認のお願い」などにより、すでにご報告いたしました方は、今回の連絡は必要ありません。)

85
85-6132
【問い合わせ】税務出納課町民税係

※山林や原野を造成して、宅地や駐車場・資材置き場にした。

【問い合わせ】税務出納課資産税係
85-6133

※JA農地保有合理化事業での賃借料は、提出する必要はありません。